

# 外国籍の方へ

センターで働いている外国籍の方は以下のことご注意ください。

日本にいる外国人は法律等に定められた資格の範囲を超えた就労（請負・派遣）はできません。そのためセンターで就労する場合は、資格等の確認の手続きが必要となります。

また、外国人の派遣就業（離職）はハローワークに届け出が必要となりますので、担当職員までご連絡ください。

①就労活動に制限がない在留資格（センターで就業可）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

②上記以外の在留資格をお持ちの方は事務局にご連絡ください。

なお、①の方で派遣就業を登録されている方もしくはこれから登録しようと考えている方は、在留カードをご用意の上、事務局へご連絡ください。

\* 特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方は就労活動に制限がなく、届け出の必要もないため、事務局にご連絡いただく必要はありません。

企画管理係：本間、古賀、河村